

令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算

令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,190千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年3月31日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	6,137	△227	5,910
	1 使用料	6,136	△227	5,909
4	繰入金	83,430	△11,963	71,467
	1 一般会計繰入金	83,430	△11,963	71,467
7	企業債	18,600	△4,000	14,600
	1 企業債	18,600	△4,000	14,600
	歳 入 合 計	120,360	△16,190	104,170

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	簡易水道費	112,540	△16,190	96,350
	1 事業費	112,540	△16,190	96,350
	歳 出 合 計	120,360	△16,190	104,170

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
簡 易 水 道 業 事 業	18,600	証書借入	年3.0%以内 ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	政府資金に ついては、そ の融資条件に よる。 銀行その他 の場合には、 その債権者と その都度協定 し記載する。 ただし、町 財政の都合に より据置期間 及び償還年限 を短縮し若し くは繰上償還 または低利債 に借り換えす ることができる。	14,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△227千円

1 項 使用料

△227千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道使用料	千円 6,136	千円 △227	千円 5,909
計	6,136	△227	5,909

節		説 明
区 分	金 額	
1 簡易水道使用料	千円 △227	簡易水道使用料 千円 △227

4 款 繰入金

△11,963千円

1 項 一般会計繰入金

△11,963千円

1 一般会計繰入金	83,430	△11,963	71,467
計	83,430	△11,963	71,467

1 一般会計繰入金	△11,963	一般会計繰入金 △11,963

7 款 企業債

△4,000千円

1 項 企業債

△4,000千円

1 水道事業債	18,600	△4,000	14,600
計	18,600	△4,000	14,600

1 簡易水道事業債	△4,000	簡易水道事業債 △4,000

3 歳 出

1 款 簡易水道費

△16,190千円

1 項 事業費

△16,190千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	千円 112,540	千円 △16,190	千円 96,350	千円	千円 △4,000	千円	千円 △12,190
計	112,540	△16,190	96,350	0	△4,000	0	△12,190

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	千円 △1,893	千円 修繕料 △184 光熱水費 △1,709
13 委託料	△6,898	水質検査委託料 △155 変更認可申請書作成業務委託料 △6,743
15 工事請負費	△6,899	配水管整備工事費 △6,787 浄水場施設整備工事費 △112
16 原材料費	△500	工事用材料代 △500